平成２２年（フ）第１５０５５号
東京都台東区鳥越１丁目14番１号
破産者　有限会社酒処さと
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０５６号
東京都台東区日本堤１丁目20－６
破産者　佐藤　博文
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６２号
埼玉県草加市草加５丁目２－７－105
破産者　利光　　景
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０９４号
東京都大田区中央４丁目36番７号
破産者　有限会社食育工房舎
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０９５号
栃木県足利市葉鹿町１丁目21－４－208
破産者　武井富士夫
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１２７号
神奈川県相模原市南区麻溝台２－９－14、商業登記簿上の本店所在地神奈川県横須賀市大矢部２丁目２番４号
破産者　株式会社サッシヤ
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１２８号
神奈川県横浜市泉区和泉町1700－12－Ⅲ－101
破産者　佐藤　裕之
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３１号
東京都足立区加賀２丁目２番７－302号
破産者　有限会社森田商店
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３４号
神奈川県横浜市戸塚区矢部町517番地
破産者　プリノートジャパン株式会社
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３５号
長野県長野市南石堂町1228－１－703、住民票上の住所神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1195
破産者　加藤　　栄
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１３６号
神奈川県横浜市戸塚区上矢部町1195
破産者　加藤　　恵
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１４０号
東京都新宿区高田馬場１丁目９番22号　Ｙ・Ａビル１Ｆ
破産者　株式会社スタジオナンバーエイト
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５２４１号
東京都世田谷区羽根木１丁目９－14－212
破産者　川原田朋子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５４２号
埼玉県八潮市大字伊草473番地
破産者　株式会社利光
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６０９７号
東京都足立区西伊興２丁目９－17－201
破産者　西岡　法彦
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６２８６号
東京都八王子市椚田町521－６－409
破産者　倉田　綾子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３２９号
埼玉県久喜市久喜東２丁目27－16
破産者　矢川　章子（旧姓高橋）
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４４９号
神奈川県横浜市都筑区中川２丁目９－８－1101
破産者　中島清美こと　李　　清美
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５４４号
東京都八王子市めじろ台４丁目１－６－401
破産者　安田常香・神野常香こと　安　　常香
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６５５６号
東京都大田区田園調布１丁目11－12－505
破産者　西山亜樹子
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６２８号
東京都中央区湊３丁目12－５
破産者　齋藤　直人
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６６５０号
埼玉県さいたま市浦和区瀬ケ崎１丁目３－４、住民票上の住所埼玉県さいたま市浦和区大東１丁目23－８－303
破産者　磯田　秀之
1　決定年月日　平成22年12月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部